

## 障害者自立支援法で医療費助成はどうなるの？

ある障害児の親から以下のような問い合わせがありました。

【 在宅の方は、重度心身障害者医療給付制度（療育手帳A，療育手帳Bかつ身体障害者手帳、精神保健福祉手帳をもっておられる方など）利用で自己負担は、所得により負担なしでしたが、その点どうなるのですか。

住所が施設にあり、単独で国保加入であれば、複雑ではないですが、被扶養者になっていると、扶養者の所得に関係するので、3割負担になるかもしれません。 】

《 確かに現在、各市町村で障害者医療費助成制度もあるところがあります。

4月から施行の障害者自立支援法と、これら医療費助成の絡みはどうなるのでしょうか。初歩的な質問で申し訳ないですが、どなたか情報をお聞かせいただけませんか。 》と、いつものようにメル友に尋ねたところ、早速情報をいただきましたので、紹介します。

2006. 2. 11. 阿部幸泰

①ご依頼の件について、自分なりに知っていることをお伝えします。

「重度障害医療費の助成」は市町村事業と考えています。

インターネットで検索すると、助成の内容がそれぞれ異なっておりますので、一概にこれですと云うことは出来ないと考えます。

しかし、この制度は重度障害者の医療費助成ということですから、障害自立支援医療から外れている重度障害者には適応されると思います。

所得制限等は先に述べましたが、市町村により違いますので、居住地の市町村に尋ねることが一番と考えます。

神奈川県で、自立支援法の説明会では、「重度障害医療費の助成」は施設入所者の場合は、国民健康保険は入所前の居住地で対応するが、社会保険は現住所といったことになります。

かんたんな説明ですが・・・。

②MLで重度心身障害者医療給付制度の事がありました。不確かな情報なのですがメールします。

>在宅の方は、重度心身障害者医療給付制度（療育手帳A，療育手帳Bかつ身体障害者手帳、精神保健福祉手帳をもっておられる方など）利用で自己負担は、所得により負担なしでしたが、その点どうなるのですか。

8月に市のしょうがい福祉の方の説明会があり、質問しましたら、重度心身障害者医療給付制度は、別なので、<今のところは、変わりナシ>という応えでした。

あれから数ヶ月、変っているかもしれません。（^^ゞ

>住所が施設にあり、単独で国保加入であれば、複雑ではないですが、被扶養者になっていると、扶養者の所得に関係するので、3割負担になるかもしれません。

最近の説明書による<自立支援医療>

<対象者>

従来 of 精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）

<給付基準>

自己負担については、原則として医療費の1割負担

とありました。

宮城独自「心身障害者医療費助成」はこの2～3年は継続」とのことで、今までどおり、助成されるのかも。

③「3割負担」、「医療費負担額上限40200円」の言葉だけが流布して親御さんたちが不安がってるような気がしてなりません。

現在でも、「医療費の助成」は各市町村では異なりがあります。

やはり、各市町村からの助成と思うだけに、親御さんたちは各市町村への確認、継続の働きかけが必要かと思います。

親御さんたちは行政の説明待ちの姿勢でなく、本当に困るのであればどんどん要望を出していった方がいいと思います。